



|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 言語保全政策の手法と正当化（１）：カナダ・ケベック州と北米先住民の実践例からの考察                                       |
| Author(s)        | 辻, 康夫   |
| Citation         | 北大法学論集, 73(5), 23-49  |
| Issue Date       | 2023-01-30  |
| Doc URL          | <a href="http://hdl.handle.net/2115/87804">http://hdl.handle.net/2115/87804</a> |
| Type             | bulletin (article)  |
| File Information | lawreview_73_5_02_Tsuji.pdf   |



[Instructions for use](#)

# 言語保全政策の手法と正当化（1）

—— カナダ・ケベック州と北米先住民の実践例からの考察 ——

辻 康 夫

## 目 次

- 序 本稿の課題
- 第1章 言語の包括的支配の維持：カナダ・ケベック州の言語政策（本号）
- 第2章 消滅危機にある言語の復興：先住民コミュニティの実践
- 第3章 文化アプローチの有効性をめぐって

## 序 本稿の課題

マイノリティ言語の保全・復興は、多文化主義政策の重要な要素である。筆者は別稿において、マイノリティ言語の保全・復興政策を正当化するうえで、リベラル系多文化主義論が限界をもつこと指摘したうえで、これに代えて、言語の持つ公共的機能に着目したコミュニタリアン系の論理を検討した（辻 2021; 辻2022）。すなわちデニス・レオムは、人間が自らの言語を用いて、共同体生活にアクセスするニーズを重視し、ここから、言語共同体が、自らを維持する権利があると考ええる。ライナー・バウベックは、民主政治を支える公共文化を重視し、その維持に必要な場合に、固有の言語を保全する必要性を指摘した。これらの議論においては、個人が私的に追求する利益には還元できない、集合的な価値・ニーズによって、言語保全政策が正当化されるのである。

本稿では、このような議論が有効性を持つことを、言語保全・復興政策の実例に即して示したい。ここで取り上げるのは、二つの異なるタイ

プの社会における実践例である。第一の類型は、マイノリティ言語が、マイノリティ社会内の活動領域のほとんどを包括的におおっている場合である。カナダ・ケベック州の事例はこれにあたる。カナダ内のマイノリティ言語であるフランス語が、ケベックにおいては生活の全領域のコミュニケーションの媒体である。ケベックの言語保全政策は、フランス語のこのような包括的支配を維持しようとするものであり、そのための規制も多くの生活領域におよぶ。

第二の類型は、マイノリティ言語がこのような包括的支配を失っている場合である。マイノリティ言語の使用は限られた生活領域に限定され、その他の領域では他の有力言語が用いられている。本稿ではこの例として、北米先住民の言語使用を取りあげる。先住民は主として英語（フランス語）を用いるが、一部の活動領域では、固有の世界観・社会規範・文化実践が共有され、先住民言語がその基盤となっている。この場合、先住民は、第一言語（母語）として英語を用いながらも、第二言語として先住民言語を維持することをめざすのである。

以下では、これら二つのタイプの言語コミュニティのそれぞれについて、マイノリティ言語が、同化の圧力に抗して、存続している仕組みを概観する。つぎに存続を支える政策が規範的に正当化されるか否かを考察したい。

## 第1章 言語の包括的支配の維持：カナダ・ケベック州の言語政策

### 1. 歴史的背景

カナダのフランス語コミュニティは、17世紀に建設されたフランスの定植殖民地に起源を持つ。このコミュニティは、イギリス系カナダ人による不平等な処遇と同化の圧力を受けつつも、ケベック州を中心に自治を持つ共同体として存続してきた（辻2007）。フランス語の存続が危ぶまれるようになるのは、20世紀の中葉である。すなわち、産業の中心が農業から商工業に移るにしたがって、英語系社会とのつながりが深まる。当時のビジネス界はイギリス系およびアメリカ系の資本が支配しており、経済的成功のために英語を学ぶ者が増える。ケベックに流入する移

民も、ライフチャンスの改善のために、フランス語よりも英語の習得を望んだ。このようにして、フランス語文化の衰退が危惧されるようになったのである。

これに加えて、ケベック社会には、1960年代に、保守的な社会構造を批判し、社会の近代化と自由化を求める広範な運動が起こり、社会改革が進められる（「静かな革命」）。こうした改革はフランス系カナダ人の政治意識を覚醒させ、彼らはカナダ内の従属的地位を拒否し、自立した民族としての地位を求めるようになる。1968年に結成されたケベック党が主張したのは、連邦から分離して主権を獲得し、そのうえで、英語系カナダと新たな関係を結ぶことであった。ナショナリズムの高まりの中で、1970年には「ケベック解放戦線」によるテロも生じた。こうしてフランス系住民への正当な処遇の実現は、ケベック州および連邦レベルの政治において喫緊の課題となり、抜本的な改革が行われてゆく。すなわち、連邦レベル、ケベック州内の両方で、フランス系国民への不平等な処遇が改善され、政治的発言権が強められ、フランス語の地位が高められるのである。

## 2. フランス語をめぐる言語政策

フランス語をめぐるカナダの政策は、連邦レベルの政策と、ケベック州の政策に分けられる。両者の政策は、フランス語の地位を保障する点で共通性をもつが、両者の間には齟齬も存在する<sup>1</sup>。

(a) 連邦政府は「二言語政策」をとる。その原則は、連邦政府が、すべての国民を、英語・フランス語のいずれを話すかにかかわらず、平等に処遇することである。この原則は1982年に憲法に加えられ、それを具体化する「公用語法 (Official Languages Act.)<sup>2</sup>」は、連邦政府諸機関に

---

<sup>1</sup> 連邦の政策は、ケベック内の英語系マイノリティの権利、ケベック外のフランス語系マイノリティの権利、の両方を保障するものであり、1982年に憲法に盛り込まれた。これはフランス語を保全するケベック州政府の政策手段を制約する。実際のところ、ケベックのフランス語憲章は、連邦裁判所の違憲判決によって、一部が修正され、今日の形をとるに至っている。

<sup>2</sup> R.S.C., 1985, c. 31.

よる言語使用の詳細な規則を定めている。これによれば、連邦議会の運営、立法、連邦と州の取り決め、条約などは、すべて両言語を用いて行われる（Part 2）。連邦の裁判所や、行政サービスについても、同様な規定が置かれる（Parts 3, 4）。連邦政府の職員の採用も、両言語の話者の人口に応じたものとされ、また個々の連邦政府職員が自らの言語で働く権利が尊重される（part 5）。またカナダ憲法の権利章典（the Canadian Charter of Rights and Freedoms）は、カナダ国内で初等教育をうけた者が、子供に、同じ言語で、公費による初等中等教育をうけさせる権利を保障している（sec. 23）。

(b) ケベック州の言語政策は、フランス語をケベック州の唯一の公用語としてその振興をめざすものである。ケベック政府の観点からみれば、フランス語はケベックの共同生活の媒体であり、アイデンティティの中核である。北米大陸における英語とフランス語の通用力の違いや、それに起因する同化の圧力を前提にすれば、両言語に同一の処遇を与えることでは不十分である。フランス語を守るためには、自覚的な保護政策が必要なのである（Gouvernement du Quebec. 2001, p.12）。

ケベック州の言語政策を定める中心的法律「フランス語憲章（The Charter of the French Language,<sup>3</sup>）」は、フランス語をケベック州の唯一の公用語と定め、公的な活動の諸領域において、フランス語を用いるべきことを定める（Title I）。すなわち、ケベック議会および裁判所の活動は、フランス語によって行われる（I-ch.3）（ただし、重要な公文書は、英語版も作られる）。ケベック政府の諸組織はフランス語によって運営される<sup>4</sup>。政府の結ぶ契約、政府による標識やポスター、公益企業が公衆に対して行う通知もフランス語による（II-chs.4, 5）。

民間企業においても、職場内の言語はフランス語とされ（I-ch.6）<sup>5</sup>、契

---

<sup>3</sup> CQLR c C-11.

<sup>4</sup> 政府の各機関は、自らの組織内においてフランス語使用が行き渡るように、現状を調査し、改善の計画を作成する義務を負う（II-ch. 4）。

<sup>5</sup> 民間企業には、「フランス語化委員会（comité de francisation）」がおかれ、フランス語を職場の全体に行き渡るようことをめざし、フランス語使用の状況を

約書・注文書・請求書・領収書もフランス語で作成される (I-ch.7)。顧客向けの商品表示、カタログ、説明書、標識、広告<sup>6</sup>、さらに、コンピューターソフトの使用言語も、規制の対象になる。

学校教育の分野では、子供にフランス語を習得させるための、強い規制が行われる (I-ch.8)。幼稚園から中等教育(高校相当)までの教育は、フランス語でなされなければならない。この規定は、公立学校および、公的助成をうける私立学校に適用される(ただし、カナダで初等教育を英語で受けた国民は、自分の子供にも英語で教育を受けさせることが認められている<sup>7</sup>)。かつて移民の子弟の大部分は、英語で教育を受けていたが、今日では、フランス語の教育を義務づけられているのである。

フランス語憲章は、フランス語の質を維持・改善するために、州政府主導による「標準化」の作業を定めている (II-ch.2)。ケベック州政府の各組織が、語彙の欠損や不都合を報告し、これを受けてケベック・フランス語局 (L'Office québécois de la langue française) が新しい表現を定

---

定期的な報告し、フランス語促進の計画を作成する。この義務は、企業の規模(従業員数100名以上、50名以上、50名未満の3カテゴリに分けられる)に応じて、厳格さの程度が異なり、大きな企業ほど、厳格なルールが適用される。

<sup>6</sup> 営利事業の看板・標識の表記は、フランス語、ないしはフランス語と他言語の併記にする必要があり、併記の場合には、フランス語をより目立つ形で表記しなければならない。看板・標識が重視されるのは、これらが社会の使用言語を表示する象徴性が高く、移民の言語習得に影響するためである。ところでケベック最大の都市のモンリオール地域には、大企業が集まり、イギリス系や移民の人口が集中し、英語使用も活発である (Oakes & Warren 2007, pp. 134-135)。この状況で移民のフランス語学習の動機を強めるために、このような規制が必要と考えられている。なお、フランス語憲章は当初、営利事業の看板・標識のフランス語表記を求めていたが、1982年に連邦憲法の人権規定が制定され、1998年に連邦最高裁によってこの規定が違憲とされる。ケベック州政府はこれに抵抗したが、1993年に現在の形で妥協するに至った。

<sup>7</sup> ケベックの言語憲章は、かつて、この権利を、「ケベック州内で、英語で初等教育を受けたもの」に限定していたが、1982年連邦憲法の人権規定と、これにもとづく違憲判決をうけて、1993年に現在の形に改定されている。このほか、すでにカナダで一定年数、英語で教育を受けた生徒は、ケベックでも引き続いて、英語の教育をうけることができる。

め公布する。「地名」の表現についても同様の作業が行われる（II-ch.3）。政府諸組織は、それらが作成する文書中で、これらの表現を用いる義務があり、これによって、新しい表現が社会に広められるのである。

このように、ケベックにおいては、「言語政策」の3要素のすべてにおいて、フランス語の振興が行われている。すなわち、①社会の諸領域におけるフランス語の「地位」の向上、②フランス語の「標準化」、③「習得の促進」が精力的に行われている。これらの政策と、連邦レベルの二言語政策が組み合わさることで、ケベックでは公的活動の全領域においてフランス語の使用が維持されている。

### 3. フランス語の「脱エスニック化」とシティズンシップ

以上のように、連邦レベル、州レベルで、フランス語の使用を維持するための手厚い制度・政策が存在し、その枠組みはケベック内で広く支持を集めている。しかしながら、ケベック内のフランス語使用と英語使用の力関係は流動的であり、上記の制度によってただちにフランス語の使用が安定するわけではない。今日、英語使用が増加しつつあり、フランス語の支配的地位が脅かされていると感じる者も多い。

ケベックにおける英語のプレゼンスの大きさは、いくつかの原因に由来する。第一に、ケベックには長い伝統を持つ英語系マイノリティのコミュニティが存在し、また英語系カナダから移住して来る者もいる。彼らの英語使用の権利は、連邦憲法およびケベック・フランス語憲章によって保障されている。（ただし、彼らの多くはフランス語を修得したバイリンガルである<sup>8</sup>）。

第二に、グローバル化の進展の中で、英語の地位がいつそう高まり、生活の中での使用頻度が増している。とくに科学技術の分野では英語の地位が向上し、理科系の大学院では、英語で書かれた文献を多数用いざるを得ない。ビジネスの分野においても、職場での英語の使用が拡大している（Gouvernement du Quebec 2001, pp. 10-11, 65-66）。ポップ・カルチャーの分野でも英語の浸透が著しい。輸入品のラベルの規制も徹底し

---

<sup>8</sup> Oakes & Warren 2007, p. 166

ているとはいえない。フランス系カナダ人の多くも、この情勢のもと、英語を学びバイリンガルになる傾向が強まっている。

第三に、新入の移民の統合の行方が不透明である。フランス系住民は、フランス語振興に対する強いコミットメントをもつが、この集団の出生率は低く人口は停滞している。このためフランス語社会を維持するためには、移民を継続的に受け入れ、彼らをフランス語社会に統合してゆくことが不可欠である (ibid., p.201)。

しかしながら、多くの移民は元来、フランス語やケベック社会への強い愛着を持たない。彼らは自己の生活の改善をもとめて入国するのであり、将来は英語系カナダやアメリカに移住して、経済的上昇の機会をつかむことを願う者も多い (Oakes & Warren 2007, p.136)。このため、余裕のある家庭は、子供にフランス語に加えて、英語を習得させ、さらに出身国言語も維持する傾向が強い。このように、フランス語を習得したとしても、英語や他の言語も習得するため、フランス語を積極的に使い続けるとは限らない。実際のところ、職場でフランス語を使用していない者も多いのである (ibid., p.95)。

このように、ケベックでは大多数がフランス語の運用能力を身につけているが、英語の能力も広く行き渡っている。フランス語は公的領域での使用が義務づけられているが、英語使用が不可欠な領域も存在し、そのニーズが増加しつつある。このようななかで、フランス語の包括的支配を維持するためには、フランス語の保護政策を強化する必要があり、そのための資源の投入も必要である。そのためには社会全体がフランス語文化の発展にコミットし続けることが重要である。これまで、フランス語振興は、フランス系住民のプロジェクトであったが、今日、このコミットメントを英語系住民や移民集団を含むケベック州民全体に広げることが切実な課題になっているのである。

「内部マイノリティ集団<sup>9</sup>」からこのようなコミットメントを引き出す

---

<sup>9</sup> 一般に「内部マイノリティ internal minorities」は、マイノリティ集団の構成員のなかで、他の構成員との関係で、劣位にある構成員を指す言葉である。ここでは、ケベック内のマイノリティである「英語系」、「移民集団」、「先住民」



には、ケベック社会がこれらの集団を適切に包摂する必要がある。以下では、フランス系カナダ人、およびケベック社会のアイデンティティの変遷の歴史をたどりつつ、内部マイノリティの包摂の動向を検討したい（Oakes & Warren 2007, p.27-28）。かつてフランス系カナダ人は、カナダ全土に居住し、カトリック信仰とフランス語を共有することで、連帯を保っていた。その集団的アイデンティティは宗教と言語という、文化的・エスニック的な要素を核としていた。

この状況は1960年代以降、ケベックの社会的・政治的変容によって大きく変化する。ケベックでは世俗化に伴ってカトリック教会の役割が低下する（Juteau 2002, pp.443-444; Oakes & Warren 2007, pp. 27-28）。同時に、フランス系カナダ人はケベック州内における地位を向上させ、彼らはケベックを支配するマジョリティとしての意識を強めてゆく。こうしてケベックのフランス系カナダ人の集団的アイデンティティは、カトリック教会との結合を弱め、ケベックという政治共同体への帰属と結びつく。彼らのアイデンティティは州外のフランス系とは区別されるようになる。この変化の中で、フランス語はケベックという政治共同体の公用語となり、英語系や移民集団をふくめた、ケベック州民の活動の媒体と規定される。このような変化を前提にして、ケベック社会をシビックなものとして定義する可能性が生まれる。すなわち、ケベックのアイデンティティの中核を、その政治制度とフランス語とみなし、これをフランス系のエスニシティと区別することで、内部マイノリティ集団を包摂する途が開けるのである（Juteau 2002, p. 444; Oakes & Warren 2007, p32）。

このようなアイデンティティの再定義の動きが強まるきっかけとなったのは、ケベックの分離の提案が否決された1980年の州民投票である。この州民投票において、内部マイノリティ集団のほとんどが、主権獲得のプロジェクトを支持していないことが明らかになった。これをうけて、分離への支持を広げるために、1980年代以降、内部マイノリティ集団の包摂の努力が行われる。すなわちケベック政府は、マイノリティ文化の維持・振興の権利を承認するとともに、マイノリティ集団のケベックへ

---

などの集団を指す。

の貢献を強調し、フランス系住民の排他的態度の改善につとめた。しかしながら、このような融和政策にもかかわらず、1995年におこなわれた第二回の州民投票においても、内部マイノリティの圧倒的多数は、ケベックの分離・主権獲得に反対し、その結果、分離の提案は僅差で否決されたのである (Juteau 2002, p. 446)。

この結果をうけて、マイノリティの統合のために、ケベック州民に共通の帰属意識を涵養する志向がいつそう強まり、この基礎となる、シビックな公共文化を形成する必要が強調されるようになる (Juteau 2002, p. 446-447; Oakes & Warren 2007, p32)。すなわち、一方で、ケベックのネイションの性格は「シビック」なものと規定され、他方で、「ケベック・シティズンシップ」の名のもとに、ケベックに対する政治的な帰属意識・忠誠が強調されるのである。「共通公共文化 culture public commune」や、「市民性 citoyenneté」のシンボルが用いられるようになり、また「間文化主義 interculturalisme」のビジョンが強調されるようになる (Oakes & Warren 2007, pp.32,35)。

このように、ケベックをシビックなものへと再定義するにあたって、決定的な役割を担うのがフランス語である。フランス語はケベックに固有の価値であり、ケベックを他の社会から区別する働きをもつ。しかし、「共通の祖先」や「カトリシズム」に比べて、新入の人々に習得可能な開放性があるから、これを公的領域の言語に定めても、ネイションのシビックな性格と矛盾しないと想定されるのである。

ケベック州政府は2000年に、フランス語の現状と今後の政策をめぐる調査委員会(ラローズ委員会)を設置するが、その報告書(Gouvernement du Quebec. 2001)は、以上のような流れをまとめたものである。報告書はフランス語の振興を論じるにあたり、ケベックのアイデンティティの再定義を行う。その報告書によれば、伝統的なカナダの政策が、「英語系とフランス系を分割する」「エスニックなアプローチ」であったのに対し、ケベックは、「フランス語と共通文化のうえに、ケベックのアイデンティティを基礎づける」「シビックなアプローチ」をとる (ibid., p.21)。この「共通文化 culture commune」は、ケベック内のすべての集団の貢献を受け入れることで形成されるのである。フランス語は、人々がともに社会に参加し、結びつくための手段とされる (ibid., p.136)。

「共通言語 langue commune」としてのフランス語は、ケベック社会が、フランス系外の集団を排除するのではなく、包摂するための手段と位置づけられる。フランス語学習のための手厚い支援がなされる必要が強調され、またフランス語を習得すればだれでも公的活動にアクセスできるとされるのである。ケベックは、英語系、移民、先住民という内部マイノリティに対して、適切に尊重を払うべきことが強調される。すなわち、移民のもたらす貢献が強調され、ケベックの文化が移民に対して開かれたものであることが強調される。また報告書によれば、英語系コミュニティも、ケベック社会の構成員としてのアイデンティティを強め、フランス語の維持を支持しているとされる (ibid., p.17)。さらに彼らがケベックと英語系カナダとの媒介者となり、ケベックのフランス語社会を保護してくれることが強調される。またケベックは先住民との関係を一層改善し、先住民がケベックのアイデンティティの形成に参加するように配慮すべきとされる (ibid., pp. 15-17)。

このように、フランス語はケベックの公共生活の不可欠の媒体であり、フランス系のみならず、英語系、移民、先住民をふくめ、すべての人々を包摂するものである。ケベックのすべての構成員は、英語の浸透の脅威が強まる中で、フランス語の振興にコミットすることが期待されるのである<sup>10</sup>。

---

<sup>10</sup> この委員会によるフランス語振興の提言は、多岐にわたっている。(1) 憲法のレベルでは、フランス語にケベック内における憲法的地位を与えることを提唱する。すなわち、①ケベック州憲法にフランス語の地位を書き込む、②ケベック人権憲章などの準憲法的法律に「フランス語使用の権利」を書き込む、③「フランス語憲章」の準憲法上の重みを強める、などの選択肢が提示される。(2) 教育制度においては、初等から高等教育まで、フランス語の教育の充実が提案される。大学教育においては、学士レベルの教育でのフランス語の教材奨励を提案している。(3) ビジネスについては、業種ごとに、英語使用の必要性の程度を調査し、フランス語使用の目標を立てる必要が指摘される。(4) 科学技術の領域においても、フランス語を用いたソフトウェアの提供の強化が提案される。なおケベックでは2022年6月に成立した96号法 (An Act Respecting French, the Official and Common Language of Quebec) によって、フランス語使用についての規制が強化され、フランス系と他の集団との軋轢が生じている。

以上のように、ケベックにおけるフランス語振興政策の有力な潮流は、フランス語とケベックの公共文化をエスニックなものから切り離し、シビックなものとして再定義することである。両者を切断することで、内部マイノリティを包摂し、フランス語振興へのコミットメントを促すのである<sup>11</sup>。このような議論は、前出のバウベックの議論とも整合するものである<sup>12</sup>。

しかしながら、この戦略には疑問も提起される。オークスとワーレンは、後述するジェラルド・ブシャールやチャールズ・テイラーの議論を参照しつつ、フランス語の振興をエスニシティから切り離す限界を次のようにまとめている (Oakes & Warren 2007, pp. 103-104)。フランス語の振興は、従来、フランス系カナダ人が生き残り、自己決定を回復するという「エスニック」なプロジェクトの一環であった。フランス系のケベック州民が、フランス語につよいコミットメントをもつのは、このような歴史のゆえである。このような沿革を考えた場合、公共文化とフランス語を脱エスニック化する努力には限界があり、そこにはエスニックな意味づけが残ると考えられる。これをあえて「シビックなもの」と定義すれば、これに実質的に含まれるエスニックな要素が不可視化され、これが普遍主義の装いのもとに、内部マイノリティ集団に強要される危険が存在する。

また、仮にフランス語の振興を、フランス系カナダ人のエスニックなプロジェクトと切り離れた場合にも、問題は存在する。従来、エスニックな動機によって推進されてきたフランス語振興は、その推進力の多く

---

<sup>11</sup> ケベックの政策実務もこの方向に変化している。もともと、ケベックの政策において、フランス語は公的活動、公的領域の媒体として位置づけられており、私的領域では、それ以外の言語の使用も認められてきた。他方で、フランス語の話者人口の調査においては、第一言語としてフランス語を話す人口が重視されてきた。近年、この点が改められ、新しい方式においては、第二言語としての使用を含め、フランス語能力を持つ者全体の人数が重視されるようになった。これは、フランス語を第一言語としない者も、公的活動に参加するという認識に合わせたものである (Oakes & Wallen, pp. 89-90)。

<sup>12</sup> バウベックは、マイノリティに対して、特定の善の観念を強要することのないように、公共文化の観念を薄く定義するべきとする (辻 2022, p.328)。

を失う可能性がある。純粹にシビックな動機のみによって、フランス語の活力を維持できるかどうか、疑わしいのである。以下にみるように、ブシャールと、テイラーは、このような認識にたって、議論をさらに展開するのである。

#### 4. 公共文化と主流派エスニシティ

ケベックの社会学者、ジェラルド・ブシャールは、民族的多様性をもつ社会における「共通文化」と「主流派エスニシティ」の関係について、洗練された議論を行っている。以下では、政治的アイデンティティをめぐるブシャールの議論を検討したのちに、ケベックを念頭に展開される「間文化主義」の議論を検討したい。

ブシャールはデイヴィッド・ミラーと同様の論理により、民主政治の機能のために、民族の集団的アイデンティティの果たす役割を指摘する。ナショナルな伝統・遺産の象徴の力は、社会の絆を維持し、共同行為を組織するうえで、不可欠の資源である (ibid., pp. 173-174 [邦訳 p238])。自由民主主義国家のアイデンティティは、基本的人権やデモクラシーなどの普遍的理念にもとづくが、この理念は当該社会の固有の文化や伝統と切り離されれば、人びとを動機づける十分な力を持たない (ibid., pp.178-182 [pp.243-245])。普遍的理念が人々を動かすためには、それがその社会の集合的アイデンティティのなかに組み込まれる必要がある。普遍的価値それ自体は、他の社会にも共有されるものであるが、それを実現してきた歴史的プロセスや、その具体化の形態には、その社会に固有の特徴が存在する (ibid., pp. 26-27[p.39])。すなわち、普遍的な理念も、当該集団の固有の経験をとおして、その構成員に解釈されることになる。すなわち、当該の理念が、集合的記憶のなかのイベントと結び付けられ、歴史的アイデンティティと結びつけられる必要がある (ibid., pp. 26-27, 152-153 [pp.37-39, 208])。シビックな規範のみにしたがった統合は、現実には実現できない。もっぱら普遍的原理にしたがって政治的アイデンティティを構築するハーバーマスやロールズの議論は、このような考慮を欠いたものとして批判されるのである。このように厚みを持った集団的アイデンティティが必要であるが、他方で、マイノリティを一方向的に主流派文化に同化することは許されず、マイノリティの権利を尊重した

公平な統合が求められるのである。

公平な統合のための社会モデルは複数存在するが、ブシャールによれば、ケベックが採用すべきは「間文化主義（インターカルチュラリズム）」である。「間文化主義」は、マジョリティの文化を社会の基調にしつつ、同時に、これに適宜修正を加えた「共通文化」を通して、マイノリティを包摂する手法である。これがケベックに適しているのは、ケベックが次の二つの社会的条件をそなえているからである。①社会のなかに圧倒的なプレゼンスをもつマジョリティが存在すること。ケベックは、強い歴史意識を持ったネイションであり、その中核には、マジョリティであるフランス系住民が存在する。彼らは、建国以来の文化を継承する集団であり、現在も人口の7割以上を占める。②その文化が周囲からの圧力によって脅かされていること (ibid., pp. 57-61 [pp.83-85])。ケベックのフランス語文化は、圧倒的な英語の力によって、常に脅かされ、これを保全する政策がとられてきた。このような場合には、間文化主義の統合手法が望ましいと考えられる<sup>13</sup>。

間文化主義のモデルは、社会に存在する文化を、「マジョリティ文化」、「マイノリティ文化」、「共通文化」の三つに分けて考える。ケベックにおいて「マジョリティ文化」は、フランス系カナダ人のエスニックな文化である。「マイノリティ文化」は、それ以外の内部マイノリティ集団の文化であり、英語系マイノリティ、先住民、移民集団の文化がこれにあたる。これらは公的な地位をもたないが、マイノリティはこれを維持することを奨励され、そのための支援をうける (ibid., pp. 60-61 [pp. 84-86])。

「共通文化 culture commune」は、「マジョリティ文化」、および「マイノリティ文化」の双方から区別され、社会の構成員のすべてが共有すべきものである。それは共同体のアイデンティティを形成し、諸集団の統合と連帯を実現する基礎になる。「共通文化」の涵養・強化が、諸集団の

<sup>13</sup> 英語系カナダにおける「(狭義の)多文化主義」は、特定のマジョリティ集団を念頭におかない社会モデルである (Bouchard 2012, pp.99-100 [pp.140-141])。「間文化主義」と「(狭義の)多文化主義」は、いずれも公平な統合をめざした社会モデルであり、それぞれの社会の実情にあわせて選択されるべきものである。

統合の要なのである。

「共通文化」は、多様な集団が参入できる開放性を持つ必要があり、普遍的な価値を核にして形作られなければならない (ibid., pp. 68-73 [pp.95-99])。ケベックにおいて、その中核をなすのは、①平等・自由・民主主義など、自由民主主義の普遍的な原理と、②「フランス語」である (ibid., pp. 68-69 [p.95-96])。フランス語は「共通言語 langue commune」として、多様な文化を持つ人々が相互に交流し合い、また、共通の関心事について議論を行うための媒体である。それは共同体の公共生活の核であり、すべてのケベックの住民は、フランス語の維持・発展にコミットすることを期待される (ibid., pp. 56-57 [pp.79-80])。

これら公共文化の中核原理は、法制化された次元と、よりインフォーマルな文化の次元の両者にわたって存在している。法制化された部分は、国家により公的に作られ、その内容は普遍主義的・シビックなものに限定される (ibid., pp. 68-69 [pp.95-96])。これに対して後者は、人びとの意識、共通善の解釈、歴史観などをふくみ、国家の儀礼、政治参加、メディア、日常のコミュニケーションなど様々な回路を経て形成され、その過程で主流派の世界観・信念の影響を受けるから、特殊性を免れない。

「共通文化」の諸要素は、ケベックの歴史的体験と結びつけられて、集団的アイデンティティに組み込まれている。ネイションの歴史は、その創設をになったマジョリティの歴史的記憶に依存せざるをえないため、フランス系の歴史や文化から、多くの要素を受け入れることになる (ibid., pp. 69-71, 183-186 [pp.96-98, 249-252])。ブシャールによれば、主流派文化のもつ遺産を、象徴的資源として使わなければ、公共文化は社会全体を統合する十分な力を保てないのである。このように、公共文化は完全に中立ではあり得ず、その中には、フランス系エスニシティの文化・伝統が導入されることになる。

もっとも、ブシャールによれば、主流派集団の歴史や文化を、そのままの形で共通文化に格上げすることは不適切である (ibid., pp. 150-153 [pp.205-208])。共通文化にとりこむにあたっては、文化や価値観の内容を普遍化し、また歴史の経験のなかから普遍的な要素を選び取り、他方で排他的な要素を除去しなければならない (ibid., p.26 [pp.38-39])。たとえば、英語系に対抗した「反植民主義」の経験は、フランス系の

歴史の一要素であるが、同時に、多くのマイノリティにとっても共感できる普遍性をもつから、公共文化に取り込むことができる (ibid., p.116 [p.163])。公共文化の中にマイノリティの体験を取り込んでゆくことも必要である (ibid., p.71 [p.98])。このような取捨選択および修正が行われてはじめて、マイノリティも共通文化を自分のものと実感でき、ケベックへの帰属意識を持つことができるのである (Ibid., pp. 71-72 [pp. 98-99])。

このようにして形成されるケベックの歴史のナラティブにおいて、「フランス語」振興のプロジェクトの占める場所は大きい。フランス系カナダ人はその歴史を通じて、圧倒的な力を持つ英語の圧力に抗して、フランス語を守り、これにもとづく共同体生活を営んできた。フランス系の社会が世俗化し、カトリシズムの影響力が低下したのちは、フランス語が集団的アイデンティティの中核的要素となった。このような歴史のゆえに、フランス語は、単に社会生活を維持する機能的な役割を超えて、共同体全体のコミットする高い価値を与えられるのである。

英語の支配する北米において、フランス語を守るためには強い団結を必要とする。そのためには、厚い公共文化を発展させる必要があり、そのための象徴的資源として、フランス系の文化や歴史を利用する必要がある。他方において、エスニックなフランス系文化を強要して内部マイノリティ集団を周縁化することは、フランス系住民にとっても望ましくない。内部マイノリティが公共文化に参加し、これを発展させることがなければ、フランス語の使用は停滞し、フランス系のエスニックな文化も、英語の圧力をうけて衰退することになるだろう。したがってケベックの公的文化は、マイノリティを包摂しうるものに修正されなければならない。内部マイノリティはこのような厚みを持った公共文化の中に統合されてはじめて、フランス語文化を担う存在となる。ケベックの公共文化やフランス語を、完全に「脱エスニック化」することはできないが、フランス系と内部マイノリティの両者の対話によって、両者を包摂する厚い公共文化を発展させてゆくことが必要なのである。

## 5. 参加民主主義論とケベック・デモクラシー

チャールズ・テイラーの議論は、ブシャールと重なる部分が多いが、



独特の近代文明論を前提に、参加民主主義やコミュニタリアニズムの理論と結びついている点に特徴がある。以下では、（1）テイラーの近代文明論と参加民主主義論の関係を概観し、つぎに（2）共通善の追求を重視するコミュニタリアンの政治観を、リベラル系政治理論と対比しつつ検討する。（3）以上をふまえて、ケベックの言語政策をめぐる彼の議論を検討する。

（1）テイラーによれば、現代社会においては、職場における疎外、物質主義、巨大な官僚制、中央集権的統治、大都市への人口集中などにより、豊かな社会生活が妨げられている<sup>14</sup>。とりわけ、参加型の自治が機能せず、市民が民主的回路を通じて効果的な政治参加ができない点が問題である。政治的疎外のもとで、個人が政治に働きかける唯一の手法として残るのが、司法を利用した権利実現である（Taylor 1993, pp.92-96）。この典型であるアメリカにおいては、公的な政策が、司法の場において争われる一方で、政党や議会などの、民主的共同決定の制度や実践に、関心が払われなくなってしまう。

---

<sup>14</sup> テイラーの参加民主主義論は、西洋近代の道徳生活への診断と結びついている点の特徴である。テイラーによれば、現代の社会システムへの不満は、それが近代人の望む諸価値を十分に実現していないことから生じている（Taylor 1993, pp.68-74）。近代人は、第一に、啓蒙思想や功利主義思想に由来する諸価値、すなわち、個人的な自己決定、自己規律、自然への支配などの価値を支持している。第二に、欲求と感情の尊重、自然・社会との調和など、ロマン主義に由来する諸価値にもコミットしている。ところが、現在の社会システムは、これらの諸価値を、きわめて限定された形でしか実現していない（Taylor 1993, pp.74-86）。職場においては、労働者への管理と疎外が進行し、自律的な主体の意識を脅かす。工業社会は自然を制御し豊かさをもたらしたが、他方では、物質主義のなかで人間は物質への欲望に支配され、自律の理想が脅かされている。大都市への産業と人口の集中は、ローカル・コミュニティを衰退させ、他方で、公共サービスを提供する巨大な官僚機構が生まれる。こうして人間は社会をコントロールする力をうしない、これに従属するようになる。ロマン主義的な願望も、充足の場が家族生活に閉じ込められ、社会や自然との調和の願望は抑え込まれている。このように、近代の諸価値がバランスよく実現されていない点が問題であり、共同体的な充足を通じて、これを改善するのが、参加民主主義なのである。

このような状況を改善し、豊かな社会生活を実現する手段が、参加民主主義である (Taylor 1993, p.91)。テイラーのビジョンにおいては、官僚政治を抑制し、政治権力を分割し、ローカルな単位で市民参加を充実させることが提唱される。これにくわえて、家族や社交生活、環境への配慮を取り入れ、ゆたかな社会的・感情的生活を回復することがめざされる。

参加民主主義が機能するためには、市民が共同体の運命と一体化し、これを支えるコミットメントを持つ必要がある。こうした連帯感を生み出す源泉として、地域レベルの集団的アイデンティティが重視される (Taylor 1993, pp.97-98)。カナダにおいては、各地域が固有の歴史にもとづくアイデンティティを持っており、テイラーは州を基本的な単位として、参加型のデモクラシーを構想する (Taylor 1993, p.108)。

テイラーにおいて、参加型民主主義は、民主的熟議をつうじて、基本的な価値・理念・目標についてコンセンサスを形成し、これを追求するものである。社会への帰属は、このような社会のプロジェクトに参加することで達成される (Taylor 2001 pp.22-23)。後述のように、ケベックにおける「フランス語の振興」は、このような共通の価値の追求として正当化されるのである。

(2) テイラーは、民主主義をつうじた共通善の追求を軽視する、ロールズ流リベラルの政治理論に批判的である (Taylor 1993, pp. 93-94)。テイラーによれば、リベラルの理論は、アメリカにおける政治生活を背景にしている。すなわち、アメリカにおいては参加型の自治が機能せず、これを代替する形で、司法を通じた権利実現の手法が用いられる。これを反映して、個人主義的・原子論的なパースペクティブにもとづく、「権利型モデル」の社会ビジョンが力をもつ。このビジョンにおいては、個人の尊厳と自己効力感は、「権利の保有者」として、社会の決定に抗してさえ、自らの権利を守れることに見出される。このため、個人は共同体の権力を制限する志向をもち、国家が善の観念に対して中立を守ることが要求する。

これに対して、テイラーの提唱する「参加型モデル」においては、市民の尊厳と自己効力感は、民主的な意思決定への参加によって達成される (Taylor 1993, pp.95-97)。テイラーは、個人の自己決定の価値の重要

性を認めつつ、これに加えて、共同体が共通の善を追求する価値をも重視するのである。両者を合わせて追求する際には、緊張が生じることもあるが、両者のバランスをとりつつ、折り合いをつけるべきなのである。人間の道徳的コミットメントが、単一の原則から生じると考える必然性はない。すべての規範的原理を個人の権利に還元するリベラルの政治理論には、重大な欠点があるとされる。

ところでテイラーのこのような問題提起をうけて、ウィル・キムリッカは、リベラルの理論にコミュニタリアンの洞察を導入し、マイノリティ文化の保全を正当化する論理を構築した。しかしながら、テイラーによれば、キムリッカの理論と、コミュニタリアンの議論のあいだには、依然として大きな隔たりがある（Taylor 1994a, pp.259-261）。キムリッカの理論は、あくまで個人の自由・自律の価値を根拠にする。文化の価値は、それが個人に対し、多様な選択肢を提供することにある。したがって、もし他の有力文化が十分な選択肢を提供してくれるのであれば、この有力文化に乗り換えればよく、衰退しつつあるマイノリティ文化を保全することには意味がなくなってしまう（辻2021, pp.66-67）。

ところが実際には、マイノリティ・コミュニティにとって、自らの文化は、共通のコミットメントの対象であり、代替不可能な価値をもつのである。またマイノリティは、子孫の代までの文化の生き残りという目標を掲げるが、現存の個人の自由を基礎とするキムリッカの議論では、その正当性を基礎づけることが困難である（Taylor 1994, p.259）。さらに、文化の保全のためには、集団的な協力が不可欠であるが、キムリッカの議論はその可能性を制約する。すなわち、個人の自由の価値をすべてに優先させるため、集会的目的に賛同しない人々に、負担を負わせることが許されず、共同の行為は不可能になってしまう（ibid.p.261）。このように、キムリッカの理論は、共同体の集会的目標へのコミットメントという、マイノリティの運動の本質をとらえていない。現存するコミュニティは、言語や信仰、特定の生き方、家族関係、共同体生活の形式、などについて、リベラルの理論が想定するよりも、はるかに厚い善の観念を共有している。キムリッカは、コミュニタリアンの洞察を、リベラルの原理に翻訳して取り入れようとしたが、リベラル流の還元主義に固執する以上、その限界も明らかなのである<sup>15</sup>。

(3) 民主的熟議の前提には、価値・理念・目標についての一定の合意が存在し、これが集団の「政治的アイデンティティ」を構成する。ケベックの政治的アイデンティティを構成するのは3つの要素である (Taylor 2000, pp.41-42)。第一は、民主主義や人権などの普遍的な政治倫理であり、第二は、公共言語としてのフランス語である。第三は、ケベックの歴史である。これらの意味の解釈をめぐるのは、構成員の間に意見の相違があり、議論の対象となるが、ケベックのアイデンティティが続く限りは、これらの要素はどれも、完全に拒否することができないものである<sup>16</sup>。

政治的アイデンティティに「歴史」の要素が必要な理由について、テイラーは、ブシャールと同様に説明する (ibid., pp.42-43)。ネイションの政治的アイデンティティにとっては、ネイションの奉じる抽象的価値に加えて、それを具体化する特定のプロジェクトが重要である。たとえばケベックのネイションは、民主主義の理念を具体化するにあたり、英国流の諸制度を用い、これをフランス語で運用する形をとっている。またそれは、教権主義的カトリシズムや、北米の環境にも大きく影響されてきた。このように、価値や理念の具体化の形態は、過去のイベントやプロジェクトによって規定されて現在に至っているのである。

テイラーもブシャールと同様、歴史の内容が、そのネイションの主流派の体験に大きく由来すると考える。ケベックの場合であれば、フランス系カナダ人の体験が、その基調になる。新たに社会に加わる者は、ケベックで進行中のプロジェクトを受け入れることを求められるから、そ

---

<sup>15</sup> なお、一般にアングロ・アメリカンの哲学は、道徳の議論を、単一の原則に還元する傾向が強い。この還元主義的な傾向は、行動主義、俗流のマルクス主義、功利主義、などにも見られる。コミュニタリアンの洞察を、リベラルの原理に還元して救済しようとするキムリッカのような傾向も、このような共通の気質から生じるのではないかとテイラーは示唆している (Taylor 1994a, pp.261-262)。

<sup>16</sup> もちろん、アイデンティティのあり方は、民主的熟議を通じて変化するから、「フランス語の保全」や「ケベックの歴史」を神聖視して固定化することはできない。環境の変化のなかで、熟議を通して、フランス語と他の言語への尊重のバランスが変化することは考えられる。

のプロジェクトを展開してきた「歴史」も、社会の基本構造の一部として、引き受けることを求められる（Taylor 2000, pp. 44-45）。

同時に、テイラーは内部マイノリティによる歴史解釈の修正についても指摘する（ibid., p. 44）。ケベック内部のマイノリティは、おなじ歴史の出来事に対しても、主流派とは異なる意味づけを与えることが多い。マイノリティは、自らの視点から、意味づけを修正すべく働きかけることができるのである。このように、諸集団が過去の歴史を共有しつつも、それがそれぞれにとって異なる意味を持つことを互いに理解し、その解釈をめぐる議論することが重要である。これが民主的熟議の重要な部分であり、過去のプロジェクトを引き継ぎつつ、将来の目標を形成することにつながるのである。

ケベックの政治的アイデンティティにおいては、共通言語としてのフランス語に高い価値が与えられる（Taylor 1993, p.100）。フランス語は自己表現と自己実現の不可欠な媒体である。フランス語の維持発展は、歴史を通じてケベック社会の核心をなす共通のプロジェクトとなった。ケベックが内部マイノリティの基本的権利を尊重しつつ、フランス語の振興をめざすことは、共通善の追求として、認められるべきなのである。

テイラーは、ブシャールと同様に、英語系カナダの「(狭義の) マルチカルチュラリズム」と、ケベックの採用する「間文化主義 (インターカルチュラリズム)」を対比する。両者はともに、多様性を承認しつつ、平等な統合を促進するビジョンであるが、それぞれの背後にある歴史的ビジョンと政治的アイデンティティは異なる。（Taylor 2012, p.416）。

英語系カナダでは、当初、模範的国民は英国に出自を持つものとされ、他地域の出身者はこれと同じ地位を認められなかった（Taylor 2012, p.416-417）。これは英語系カナダの「政治的アイデンティティ」とも結びついており、外交上も英帝国・コモンウェルスとの繋がりが重要された。ところが、1960から70年代にかけて、英国系の特権的地位を否定した多文化主義の物語が、これにとって代わり、政治的アイデンティティの新しい核となった。

このような変化の原因の第一は、人口構成の変化である。移民の流入が続いた結果、英国に出自を持つカナダ人は、今日では人口の1/3ほどにまで低下した。しかも、西洋諸国において、アイデンティティの承認

の重要性が増したことで、移民が出身文化へのコミットメントを維持し、「シティズンシップ」と「文化」が、と切り離される。その際に、英語文化の消滅の危険が存在しなかったため、これを保全する共同のプロジェクトも必要とされず、言語はアイデンティティの核にならなかった (Taylor 1993 p.101)。

これに対してケベックの政治的アイデンティティは、英語系カナダのような変容を経験していない (Taylor 2012, pp.417-418)。歴史的に、フランス系カナダ人は、イギリス系の同化政策に抗して、集団としての存続を目指して、多大なエネルギーを投入してきた。人口構成の変化は少なく、フランス語保全のプロジェクトは依然として、ケベックの集団的アイデンティティの中核である。このようなケベックのアイデンティティに整合するのは、主流派の文化を基調として、マイノリティを包摂する「間文化主義」なのである。

より一般化すれば、以下のような条件のもとで、間文化主義が妥当性を持つ。すなわち、①その国(地域)において、長い歴史に基づいたアイデンティティが存在し、しかもそれが大多数の国民によって共有されていること。②そのアイデンティティの中核が言語であり、その言語がグローバルな有力言語によって脅かされていること、③これを守ろうとする願望が存在すること、である (Taylor 2012, p.416)<sup>17</sup>。

このように、テイラーにおいて、フランス語文化の保全は、デモクラシーを支える機能的な有用性をこえて、ケベックの追求する共通善として擁護される。実質的な自己決定のプロジェクトとしての参加民主主義は、共通の価値の追求を、マイノリティの権利を過度に制約しない範囲で認められるべきなのである。

かくしてテイラーは、ケベックの政治的アイデンティティからエスニックなものを取り去る戦略に対しては懐疑的である。ほとんどの国家の政治的アイデンティティは、政治的・シビックな価値原理(人権・民主主義)とエスニックな要素(言語・歴史・宗教)の混合によってできている (Taylor 2000, pp.37-38)。ケベックにおいて、「言語」と「歴史」

<sup>17</sup> テイラーによれば、ヨーロッパにおいても、これらの条件を持つ国は多く、そこでは間文化主義が妥当性を持つと考えられる。(Taylor 2012, p.416)。

の共有は政治的アイデンティティの不可欠の要素であり、そこからエスニックな要素は排除できないのである。

なお、ケベック社会の「エスニックな要素」のうち、宗教・習俗については、テイラーもブシャールと同様に、マイノリティへの強要を否定する（Taylor 2012, pp. 419-420; Bouchard 2013, ch. 5）。新入の構成員がコミットメントを求められるのは、ケベックの政治的アイデンティティを構成する「政治倫理（人権・民主主義）」、「フランス語」、「歴史」に限定される。マイノリティの習慣や文化実践点は、これらに矛盾しない限り尊重されなければならないのである<sup>18</sup>。

## 6. 政治的忠誠の多元性をめぐって

ブシャールとテイラーは、フランス語の振興を政治的アイデンティティや歴史と結びつける姿勢性を共有している。しかし、両者の議論の間には、対立も存在する。すなわち、ケベックの政治生活と、カナダの連邦制の関係をめぐって、両者の意見には相違が存在する。

ブシャールの理解では、〈内部マイノリティをケベック社会に適切に包摂する課題〉と、〈ケベック＝カナダ間の適切な関係を定める課題〉は、切り離して考えるべきものである（Bouchard 2000, pp.28-29）。前者の課題は、ケベック内部の集団間の関係である。これに対して、〈ケベック＝カナダ間の関係〉は、ケベックの発展の戦略をめぐる問題であり、様々な意見が存在する。ブシャール自身は、第二の課題について、分離・主権獲得を支持する立場であるが、このことと切り離して、第一の課題について論じることが可能と考えるのである。

---

<sup>18</sup> たしかに現実の政治においては、この区別が難しいこともあるが、疑心暗鬼を防ぐために、相互理解の努力が求められる。例えば、ムスリムの文化は、「ジェンダー間の平等性」という社会の基本原則を否定するものとして、しばしば批判の対象となる。しかしながら、実際にはケベックのムスリムは、多くがジェンダーの平等を支持しており（それが理由でカナダに移住した者も多い）、これを否定する者は少数である。ケベック社会の主流派がムスリムを拒絶する理由は、「平等性」の問題よりも、むしろ、習慣・文化実践の差異に由来すると考えられるのであり、ムスリムのニーズがより尊重されるべき場合が多い（Taylor 2012, p.419-420）。

テイラーにとっては、この両者を切りはなすことは困難である。テイラーによれば、個人が連邦に対して持つ帰属意識は、ケベックへの帰属意識のあり方に影響を与える。フランス系以外の内部マイノリティ集団の多くは、それぞれの理由から、ケベックのみならず、カナダにも帰属意識を持っている (Taylor 2000, pp.39-42)。英語系コミュニティは、英語系カナダに親近感を持ち、カナダ全体に対する帰属意識が強い。先住民にとっては、連邦政府も、ケベックも抑圧者として体験されてきたが、彼らは両者とのつながりを維持することで、戦略的な選択肢を確保することを望む。新来の移民は、親族が南北アメリカの各地に散在していることが多く、ケベックの外とのつながりを望む傾向にある。各集団の帰属意識は、過去の歴史を経て形成されてきたものであり、テイラーはこれら多様な帰属意識を尊重すべきと考える。そのような自由度があってはじめて、人々がケベックの政治的アイデンティティを尊重することが可能になると考えるのである。

このようにブシャールやテイラーは、いずれも、ケベックのフランス語文化が、その政治的アイデンティティと不可分であると考え、これがシビックな価値をこえて、歴史・伝統へのコミットメントを含むと考える。内部マイノリティを巻きこみつつ、これらに対するコミットメント涵養をめざすのである。しかしながら、このようなコミットメントと、カナダへの帰属意識の関係をめぐっては、両者に違いが存在する。ブシャールが、ケベックへの一義的な帰属意識を期待するのに対して、テイラーは、個人が複数の政治的アイデンティティを持つことを許容する。このように、言語政策の基礎づけは、政治的アイデンティティをめぐる議論と結びつき、広範な論点を含んだテーマなのである。

### 参考文献

- Alfred, Taiaiake. 2014. "The Akwesasne cultural restoration program: A Mohawk approach to land-based education." *Decolonization: Indigeneity, Education & Society* 3.3.
- Bariteau, Claude. 2000. "Le Québec comme nation politique, démocratique et souveraine", in Venne (2000).
- Bouchard Gerard. 2000. "Construire la nation québécoise: manifeste



- pour une coalition nationale”, in Venne (2000).
- Bouchard, Gerard 2012. *L'interculturalisme*, Boreal (丹羽卓監訳『間文化主義：多文化共生の新しい可能性』彩流社、2017年).
- Bouchard Gerard. 2016. "Quebec interculturalism and Canadian Multiculturalism", in Nasar Meer (ed.), *Multiculturalism and interculturalism: Debating the dividing lines*. Edinburgh University Press.
- Cairns, Alan. 2000, *Citizens plus: Aboriginal peoples and the Canadian state*. UBC Press.
- Fishman, Joshua A. 1991. *Reversing language shift: Theoretical and empirical foundations of assistance to threatened languages*. Multilingual matters.
- Freidered, James S. 2011, *First Nations in the Twenty-First Century*, Oxford University Press.
- Gomashie, Grace A. 2019. "Kanien'keha/Mohawk Indigenous language revitalization efforts in Canada." *McGill Journal of Education/Revue des sciences de l'éducation de McGill* 54.1.
- Government of Canada. 2005. *Towards A New Beginning: a foundational report for a strategy to revitalize First Nation, Inuit and Métis languages and cultures* (A Report to the Minister of Canadian Heritage, by the Task Force on Aboriginal Languages and Cultures).
- Gouvernement du Québec. 2001. *Le français, une langue pour tout le monde* (Rapport de la Commission des États généraux sur la situation et l'avenir de la langue française au Québec). Gouvernement du Québec.
- Hinton, Leanne, 2001. "Language revitalization: An overview", in Leanne Hinton and Kenneth Hale, eds. *The green book of language revitalization in practice*. Academic Press.
- Hinton, Leanne. 2010. "Language revitalization in North America and the new direction of linguistics." *Transforming Anthropology* 18.1: 35-41.

- Jacobs, Kaia'titahkhe Annette. 1998. A chronology of Mohawk language instruction at Kahnawake. In Lenore A. Grenoble and Lindsay J. Whaley (eds.), *Endangered languages: Language loss and community response*. Cambridge University Press.
- Maracle, Bonnie Jane. 2002. "Adult Mohawk language immersion programming." *McGill Journal of Education /Revue des sciences de l'éducation de McGill*, 37.3: 387.
- May, Stephen. 2011. *Language and minority rights*. New York: Routledge.
- McCarty, Teresa L. 2013. *Language Planning and Policy in Native America*. Multilingual Matters.
- McCarty, Teresa L. 2016. "Policy and politics of language revitalization in the USA and Canada", in McCarty& Coronel-Molina (2016).
- McCarty, Teresa L. 2021. "The holistic benefits of education for Indigenous language revitalization and reclamation (ELR2)." *Journal of Multilingual and Multicultural Development* 42.10: 927-940.
- McCarty, Teresa L., and Serafin M. Coronel-Molina (eds.) 2016. *Indigenous language revitalization in the Americas*. New York: Routledge.
- McIvor, Onowa, and Aliana Parker. 2016. "Back to the future: Recreating natural Indigenous language learning environments through language nest early childhood immersion programs." *The International Journal of Holistic Early Learning and Development* 3: 21-35.
- McIvor, Onowa, and Teresa L. McCarty. 2017. "Indigenous bilingual and revitalization-immersion education in Canada and the USA." In Ofelia García, Angel M. Y. Lin, and Stephen May (eds.), *Bilingual and Multilingual Education*, Springer.
- Oakes, Leigh, and Jane Warren. 2007. *Language, citizenship and identity in Quebec*. Springer.
- Parekh, Bhikhu 2006. *Rethinking Multiculturalism: Cultural Diversity*

- and Political Theory*, 2nd ed. Palgrave Macmillan.
- Pentangelo, Joseph. "Kanien'kéha (Mohawk) (United States and Canada)-Language Snapshot." (2020). Peter K. Austin (ed.), *Language Documentation and Description*, vol 19, pp.1-8.
- Richards, Merle & David Maracle. 2002. "An intensive native language program for adults: the instructors' perspective." *McGill Journal of Education / Revue des sciences de l'éducation de McGill* 37.003
- The Saint Regis Mohawk Tribe. 2016. *Working Together Today to Build a Better Tomorrow: 2017-2027 Strategic Plan*. The Saint Regis Mohawk Tribe.
- Taucar, Christopher Edward. 2004. *Canadian federalism and Quebec sovereignty*. Peter Lang.
- Taylor, Charles. (1993) "Alternative futures: legitimacy, identity, and alienation in late-twentieth-century Canada". In Charles Taylor, *Reconciling the solitudes*. McGill-Queen's University Press, 1993.
- Taylor, Charles. (1994a) "Can liberalism be communitarian?", *Critical Review* 8.2: 257-262.
- Taylor, Charles. 2000. "Nation culturelle, nation politique", in Venne (2000)
- Taylor, Charles. 2012. "Interculturalism or multiculturalism?" *Philosophy & social criticism* 38.4-5: 413-423.
- Venne, Michel, ed. 2000. *Penser la nation québécoise*, Editions Québec Amérique Inc. (Robert Chodos & Louisa Blair (tr.), *Vive Quebec!: new thinking and new approaches to the Quebec nation*. James Lorimer & Company, 2001).
- White, Louellyn. 2015. *Free to be Mohawk: Indigenous education at the Akwesasne Freedom School*. University of Oklahoma Press.
- Wyman, Leisy T. 2013. "Youth linguistic survivance in transforming settings: a Yup'ik Example". In Wyman, Leisy T., Teresa L. McCarty, and Sheilah E. Nicholas (eds.), *Indigenous youth and multilingualism: Language identity, ideology, and practice in dynamic cultural worlds*. Routledge.

- 牛田千鶴 2010『ラティーノのエスニシティとバイリンガル教育』明石書店
- 内田綾子 2008『アメリカ先住民の現代史—歴史的記憶と文化継承』名古屋大学出版会
- 辻康夫 2007「文化的多様性と社会統合」『年報政治学』 58.2
- 辻康夫 2009「西洋における宗教生活のゆくえ：チャールズ・テイラー著『世俗の時代』をめぐって」『北大法学論集』 60.2
- 辻康夫 2018「後期近代におけるコミュニティ再建：多文化主義の政策実践の一側面」『北大法学論集』69.4
- 辻康夫 2019「コミュニティ再建と行為主体性：多文化主義の政策実践をめぐって」『北大法学論集』69.6
- 辻康夫 2021「マイノリティ言語の地位をめぐる考察：リベラル多文化主義論の有効性をめぐって」『北大法学論集』 71.6
- 辻康夫 2022「マイノリティ言語の保全政策の規範理論：言語の公共的機能からの基礎づけ」『北大法学論集』 73.2